

仕様書

1 業務名

クリスタル国スポ岐阜2027総決起大会に係る企画運営業務

2 契約期間

契約締結の日から令和8年12月28日まで

3 業務目的・概要

クリスタル国スポ岐阜2027総決起大会は、クリスタル国スポ岐阜2027（以下「大会」という。）開催まで50日を切ったタイミングで、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）が、関係者や県ゆかりの選手を一堂に会し、大会の成功に向け、関係者間の一致団結を図るとともに、開催機運の醸成を図るため「総決起大会」を開催するもの。受託者は、本目的を理解し、県実行委員会と緊密に連携を行い、総決起大会を企画し、当日に向けた調整を行うとともに、総決起大会の運営を行うこと。

4 総決起大会の概要

開催日：令和8年12月13日（日）14:00～15:00（予定）

場所：恵那文化センター 大ホール（座席数912）

想定人数：500人程度（大会関係者、県ゆかりの選手など）

プログラム：オープニングパフォーマンス

主催者挨拶（県知事、恵那市長）

前回大会（ぎふクリスタル国体2021）紹介動画

スピードスケート競技の紹介（県スケート連盟による）

県ゆかり選手激励パフォーマンス

地元ゆかり選手の紹介

勝関

※プログラム案は一例であり、目的を達するよう変更することは可能

5 業務内容

受託者は、県実行委員会と緊密に連携の上、次の業務を行うこと。

（1）総決起大会プログラム案の企画

- ・受託者は、総決起大会の目的を達するプログラム案（構成や演出方法、出演者案などを含む）を企画し、県実行委員会に提案すること。
- ・受託者はプログラム案の企画にあたっては、演出家を配置すること。なお、演出家は、過去5年の間に、国、都道府県、政令指定都市、外郭団体又は実行委員会（国、都道府県又は政令指定都市が事務局であるもの）が主催し、500名以上の来場者が参加するイベントの演出を行った実績を有する者とする。
- ・プログラム案は、受託者と県実行委員会と協議の上、決定するものとする。

（2）出演者（司会者除く）との調整・手配

- ・受託者は、出演者への出演依頼や当日までの調整を行うこととするが、必要に応じて県実

行委員会が立ち会うものとし、事前に県実行委員会の承諾を受けた上で、出演者との調整を行うこと。

- ・プログラムに出演する出演者の費用（出演料、交通費、諸費、リハーサル・本番参加に際して必要な飲料・食事・弁当代など）として、30万円（税抜）を見込み、本事業費に含めること。なお、本費用には、演出にあたって必要となる服飾や小道具などの経費は含まないものとする。なお、本費用は、県実行委員会の承諾のうえ支出するものとし、加えて本費用は実際に要した費用を県実行委員会は支払うものとし、業務完了後精算とする。
- ・受託者が提案するプログラム案に沿って出演者の服飾や小道具などが必要となる場合は、必要となる経費をプログラムに出演する出演者の費用とは別に本事業費で見込んでおくこと。

（３）司会者の手配

- ・受託者は、司会者を手配すること。司会者は、リハーサルにも参加することとする。なお、司会者は、総決起大会に適した能力や実績を有した者とする。
- ・司会者は、事前に受託者と県実行委員会と協議の上、決定するものとする。

（４）会場設営・撤去、資器材・備品の手配

- ・受託者は、総決起大会に係る会場設営や撤去に係る会場使用料については無料とし、本事業費に計上する必要はない。
- ・受託者は、総決起大会運営に当たって、受託者が提案するプログラム案に沿って必要な資器材・備品を手配、設営を行うこと。ただし、会場の付属設備で補えるものは原則として使用すること。なお、会場の付属設備の使用に係る費用は無料とし、本事業費に計上する必要はない。
- ・必要な資器材・備品の搬入及び会場設営は、開催日前日に実施すること。また、設営・撤去作業にあたっては、安全管理に十分配慮し、使用後は原状復旧すること。
- ・受託者は、会場設営・撤去に関して、施設管理者と綿密に確認作業等を行い進めること。
- ・受託者は、受託者が提案するプログラム案に沿った必要な資器材・備品を手配するとともに、以下の資器材・備品も手配、設営を行うこと。

ア 映像・音響設備

- ・受託者は、会場の付属設備に加え、提案プログラム案の実施に必要な映像・音響機材等を手配し、使用できる状態にすること。

イ 受付

- ・施設が保有する長机を使用し、白布付きの受付を6台設置すること。

ウ 出演者・関係者控室

- ・受託者は、出演者・関係者の控室に、必要な備品やアメニティ等（姿見、ゴミ箱等）を準備しておくこと。また、受託者において、控室サイン表示を行うこと。
- ・出演者控室は、受託者提案の出演者候補に従って、必要な部屋数を県実行委員会が用意するものとする。関係者控室は、5～10名程度の部屋を5部屋を見込むものとする。
- ・受託者は、控室の片付け（原状復旧）も行うものとする。

エ のぼり旗

- ・受託者は、県実行委員会が提供するのぼり旗を受付付近に10本設置すること。旗やポール、台座は、県実行委員会が提供するものとする。なお、県庁から会場までの運搬、県庁への返却は受託者において実施すること。

オ 祝電ボード

- ・受託者は、祝電ボード（H1,800mm・W900mm相当、自立式）を作成し、受付付近に設置すること。

カ 企業協賛看板

- ・受託者は、協賛企業を記載した看板（H1,800mm・W900mm相当、自立式）を作成（デザイン含む）し、受付付近に設置すること。なお、協賛企業名のロゴデータは県実行委員会が提供するものとする。

キ 無線機もしくはインカム

- ・総決起大会の運営・進行にあたり、無線もしくはインカムを使用する場合、受託者は、県職員3名分の受託者手配と同じ無線もしくはインカムを確保しておくこと。

ク その他の資器材・備品など

- ・受託者が提案するプログラム案で必要となる資器材・備品や、会場装飾、服飾などが必要な場合は、受託者において手配することとし、本事業費で見込んでおくこと。

（5）総決起大会の運営・進行

- ・総決起大会のプログラムの運営・進行にあたり、必要となる運営・進行スタッフを以下を参考に配置すること。運営・進行スタッフは、受託者が提案するプログラム案の運営・進行に必要なスタッフを受託者において適切に配置すること。

＜運営・進行スタッフ例＞

演出家、進行ディレクター、進行アシスタントディレクター

音響オペレーター、映像オペレーター、照明オペレーター

- ・受託者は会場付属設備の使用にあたっては、施設管理者と十分に調整の上、円滑な運営に努めること。
- ・上記スタッフは、原則リハーサルに参加するものとする。

（6）進行台本の作成

- ・受託者は、受託者が提案するプログラム案に基づき以下ア～オを踏まえた進行台本を作成し、県実行委員会に提出すること。
- ・受託者は、県実行委員会から修正指示があった場合は、遅延なくその都度修正及び更新すること。

ア 次第

イ 演出（映像、音響、照明、特殊効果）

ウ 時間配分

エ 司会者及び出演者などのコメント

オ 登壇者及び出演者の動線、立ち位置

（7）投映動画・画像の提案及び制作

①前回大会（ぎふクリスタル国体 2021）紹介動画内容の提案

- ・受託者は、総決起大会で放映する前回大会（ぎふクリスタル国体 2021）紹介動画の内容について、県実行委員会に提案をすること。
- ・紹介動画の内容は、受託者と県実行委員会と協議のうえ決定をするものとする。
- ・紹介動画の制作は、別途県実行委員会が発注するものとするため、本事業費で見込む必要はない。

②スピードスケート競技の紹介（県スケート連盟による）

- ・スピードスケート競技の紹介方法について、受託者は、県スケート連盟及び県実行委員

会と、協議を行ったうえで、提案すること。

- ・競技紹介にあたり、スクリーンに画像や動画を投映する際には、受託者は、県スケート連盟及び県実行委員会と協議のうえ、投映資料を制作すること。

③スクリーン投映画像

- ・総決起大会の進行にあたって、スクリーンに次第やプログラム内容などを投映する場合には、投映画像・動画については、受託者において制作を行うこととし、必要な素材は受託者において用意すること。

(8) 会場計画図の作成

- ・受託者は、総決起大会の開催にあたり必要となる以下を含む会場計画図を作成し、県実行委員会に提出すること。また、県実行委員会から修正指示があった場合には、遅延なくその都度変更・更新を行うこと。

<会場計画図の例>

- ・会場の利用計画図（屋外を含む）
- ・ステージ図（タイトルボード、司会台、大型スクリーン、照明・音響・映像機材ほか）
- ・受付配置図、駐車場計画図 など

(9) 業務スケジュール・運営体制図の作成

- ・受託者は、契約締結後、県実行委員会と協議の上、契約期間中の業務スケジュールを作成し、県実行委員会に提出すること。なお、業務スケジュールについて、受託者は、適宜見直しを図り、業務を進めること。
- ・受託者は、業務を推進する実施体制図及び総決起大会当日の運営体制図を作成し、県実行委員会に提出すること。

(10) 駐車場整理業務

- ・受託者は、施設出入口の駐車場整理スタッフとして、以下の日時に警備員2名を配置すること。

<警備業務>

令和8年12月13日（日）13：00～16：00

6 支払条件等

県は、契約書に記載の範囲において、「5 業務内容（2）出演者（司会者除く）との調整・手配」に記載した本業務で見込むこととした経費は、実際に要した経費をもって支払うこととする。

また、発注後に変更や中止となった場合、受託者の責に帰すべき場合を除き、変更・中止に伴って発生した経費は本業務に要する経費とする。

7 見積内訳書の提出

本業務は、本事業終了後精算とする経費があることから、受託者は、本業務に係る項目ごとの内訳がわかる見積書を提出すること。

8 業務完了届・精算報告書

受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく県に業務完了届及び精算報告書を提出すること。

9 著作権

別記1「著作権等取扱特記事項」によること。

10 守秘義務及び受託者の責任

受託者は、業務遂行上知りえた情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、または本作業の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。万が一、受託者の責に帰す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者の自己の責任において処理しなければならない。

本業務に当たり、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

11 個人情報の保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

12 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

13 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

（1）妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

（2）不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

14 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別記1

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受注者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受注者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 イラスト
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受注者に譲渡させるものとする。

- 一 受注者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受注者は、甲に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データの提供)

第5 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データを当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。